特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
松原市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
松原市長

公表日
令和5年6月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当は父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 児童手当法等に基づき、児童手当・特例給付受給者（請求者）、その配偶者及び児童等における住民記録情報、税情報及び年金加入情報等による受給資格の審査を行い、児童手当・特例給付の受給資格や手当額の認定及び受給資格の消滅処分等を行う。これらの児童手当に関する事務を行うに当たり、以下の業務について特定個人情報を取扱う。 ①　各種請求（認定・額改定・未支払等）の受理 ②　各種請求（認定・額改定・未支払等）に係る事実の審査 ③　各種届出（現況・消滅・減額・諸届等）の受理 ④　各種届出（現況・消滅・減額・諸届等）に係る事実の審査 ⑤　各種請求・各種届出等に対する応答 ⑥　児童手当の認定・支給に関する処分についての通知等 ⑦　児童手当の支払・過払金返還請求に係る事務 ⑧　他自治体間等における児童手当等受給状況等の適正な事務の執行に必要な事項の照会及び回答 ⑨　官公署等に対する資料の提供等の求め ①及び③の事務において、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。
③システムの名称	総合行政システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム・サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当関係情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第1　項番56 「児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」 ○内閣府・総務省令第5号　番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条各号 ・44-1「児童手当法第7条第1項（同法第17条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。）若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」 ・44-2「児童手当法第9条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」 ・44-3「児童手当法第12条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」 ・44-4「児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」 ・44-5「児童手当法第28条（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務」 ・44-6「児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」 ○番号法第9条第1項　別表第1　項番101 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号　別表第２　項番74、75 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1項、第2項 番号法第19条第8号　別表第２　項番121 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号　別表第2のうち第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項　項番26、30、87 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1項の力、第44条第1項の力
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　子ども未来室　子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　福祉部　子ども未来室　子育て支援課、総務部　総務課 電話番号　072-334-1550（代表）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　福祉部　子ども未来室　子育て支援課 電話番号　072-334-1550（代表）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号　別表第2　項番74、75 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号　別表第2のうち第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報） に「児童手当関係情報」が含まれる項　項番26、30、87	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号　別表第2　項番74、75 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1項、第2項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号　別表第2のうち第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報） に「児童手当関係情報」が含まれる項　項番26、30、87 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1項の力、第44条第1項の力	事後	
平成29年5月2日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長　子ども未来室長　中瀬　保	②所属長　子ども未来室長　田中　修一朗	事後	
平成29年11月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要　⑨官公署等に対する資料の提供等の求め	②事務の概要　⑨官公署等に対する資料の提供等の求め ①及び③の事務において、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。	事前	
平成29年11月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称　総合福祉システム・中間サーバー・住民情報システム・団体内統合宛名システム	③システムの名称　総合福祉システム、中間サーバー、住民情報システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和1年5月7日	Ⅱ-1　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅱ-2　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月7日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長　子ども未来室長　田中　修一朗	②所属長の役職名　子ども未来室長	事後	
令和2年7月28日	Ⅱ-1　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事前	
令和2年7月28日	Ⅱ-2　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事前	
令和3年5月24日	Ⅰ-5 評価実施機関における担当部署	①部署　　福祉部　子ども未来室	①部署　　福祉部　子ども未来室　子育て支援課	事後	
令和3年5月24日	Ⅰ-5 評価実施機関における担当部署	②所属長の役職名　　子ども未来室長	②所属長の役職名　　子育て支援課長	事後	
令和3年5月24日	Ⅰ-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　福祉部　子ども未来室、総務部政策法務課 電話番号　072-334-1550（代表）	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　福祉部　子ども未来室　子育て支援課、総務部　総務課 電話番号　072-334-1550（代表）	事後	
令和3年5月24日	Ⅰ-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　福祉部　子ども未来室 電話番号　072-334-1550（代表）	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　福祉部　子ども未来室　子育て支援課 電話番号　072-334-1550（代表）	事後	
令和5年6月19日	Ⅰ-3　個人番号の利用 法令上の根拠	・44-6「児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての 審査又はその届出に対する応答に関する事務」	・44-6「児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての 審査又はその届出に対する応答に関する事務」 〇番号法第9条第1項　別表第1　項番101 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月19日	Ⅰ-4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号　別表第2　項番74、75 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1項、第2項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号　別表第2のうち第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報） に「児童手当関係情報」が含まれる項　項番26、30、87 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1項の力、第44条第1項の力	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号　別表第2　項番74、75 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1項、第2項 番号法第19条第8号　別表第2　項番121 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号　別表第2のうち第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報） に「児童手当関係情報」が含まれる項　項番26、30、87 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1項の力、第44条第1項の力	事後	
令和5年6月19日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合福祉システム・中間サーバー・住民情報システム・団体内統合宛名システム・サービス検索・電子申請機能	総合行政システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム・サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年6月19日	Ⅱ-1　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年6月19日	Ⅱ-2　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	